

議案第26号

滋賀県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例を次のとおり制定する。

平成19年 3 月 2 9 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で常勤のものの給与
及び旅費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、滋賀県後期高齢者医療広域連合の特別職の職員で常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において特別職の職員とは、副広域連合長をいう。

(給与等)

第3条 特別職の職員に支給する給与は、給料、期末手当及び通勤手当とする。

2 前項の給料月額は、350,000円とする。

3 第1項の期末手当の額は、給料月額に滋賀県の一般職の職員の例による期末手当の割合を乗じて得た額に100分の140を乗じて得た額とする。

4 第1項の通勤手当の額は、滋賀県の一般職の職員の通勤手当の例による。

(旅費)

第4条 特別職の職員の旅費の支給については、滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第10号）の定めるところによる。

(給与等の支給方法等)

第5条 この条例に定めるもののほか、特別職の職員の給料、期末手当及び通勤手当並びに旅費の支給方法等については、滋賀県の一般職の職員の例による。

(給与の調整)

第6条 特別職の職員が、滋賀県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第9号）第2条各号に掲げる特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与は、支給しない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。